

～青森県と県内市町村は共同で特別徴収への切替えを推進しています～

事業主の皆さまへ

個人住民税は特別徴収で納めましょう！

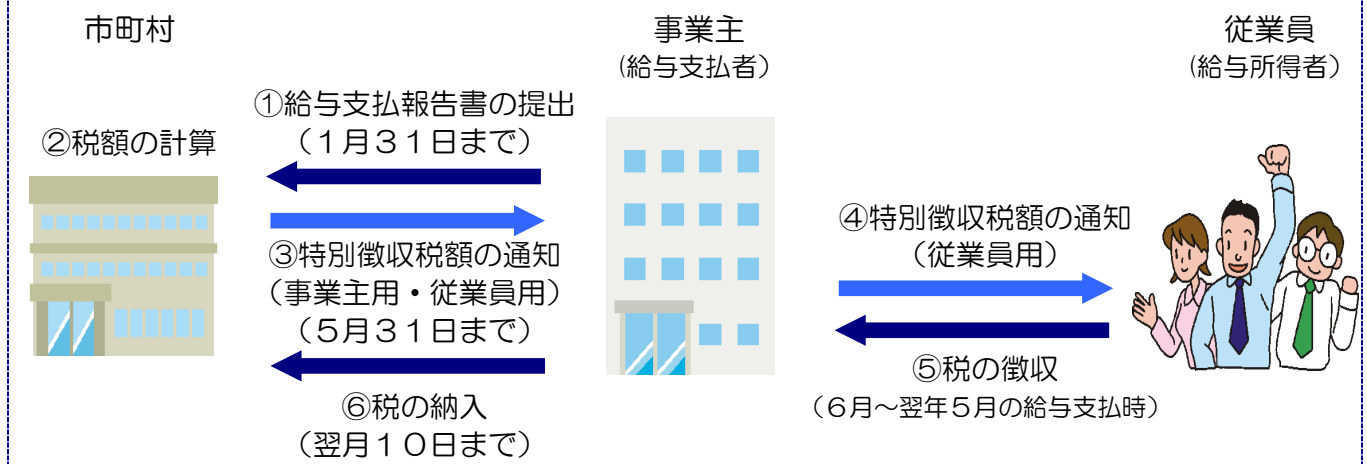
所得税の源泉徴収義務がある事業主の方^(※)は、地方税法第321条の4の規定により、個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

特別徴収を実施されていない事業主の方は、特別徴収への切替えをお願いします。（※常時二人以下の家事使用人のみに対し給与を支払う者以外）

個人住民税の特別徴収とは

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業主（給与支払者）が従業員（給与所得者）へ毎月支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、従業員に代わって納入していただく制度です。

個人住民税の特別徴収のしくみ



特別徴収は従業員にとって便利な制度です

個人住民税の特別徴収は、従業員が自分で納付する普通徴収に比べ、

- 従業員が個々に納付する手間が省ける
 - 納め忘れがない
 - 1回当たりの納付額の負担が少ない（原則年4回 → 年12回）
- など、従業員にとって大変便利な制度となっております。

個人住民税の特別徴収 Q&A

Q 特別徴収を始める場合、事業主にとっては事務が大変になったりしませんか？

A 個人住民税の特別徴収は、市町村が従業員ごとの税額をお知らせしますので、所得税の源泉徴収のように、税額を計算したり年末調整をしたりする手間がかかりません。

その税額を従業員ごとに給与から徴収（天引き）していただき、合計額を翌月10日までに、金融機関で各市町村に納めていただくシンプルな制度となっております。

Q 特別徴収を始める場合、従業員が住んでいる市町村ごとに納入しないといけないのでしょうか？

A 個人住民税は従業員が住んでいる市町村ごとに納入する必要があります。市町村ごとに納入するとなると、手間がかかって大変だという印象がありますが、市町村から送られた納入書と合計金額を金融機関の窓口にお持ちいただければ、市町村ごとの納入手続きは金融機関が行いますので、納入者（事業主）の手間はかかりません。

Q 特別徴収を始める場合、どうすればいいのですか？

A 毎年1月31日までに提出していただく給与支払報告書（総括表）の余白に、朱書きで「特別徴収へ切替」と記載のうえ、各市町村にご提出ください。5月中に各市町村から特別徴収税額をお知らせします。
（※詳細については、市町村によって異なる場合があります。）

詳しくは、各市町村の税務担当課にお問い合わせください。